



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	近世ドイツにおけるニーダーザクセン・クライス：帝国クライス史に関する基礎的研究
Author(s)	鎌田, 洋之
Citation	西洋史論集, 8, 25-49
Issue Date	2005-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37461
Type	departmental bulletin paper
File Information	8_25-49.pdf



近世ドイツにおけるニーダーザクセン・クライス — 帝国クライス史に関する基礎的研究 —

鎌 田 洋 之

はじめに

近世の神聖ローマ帝国（以下、帝国）に関して、一九六〇年代以降多くの研究成果が発表されており、帝国国制史は現在活況を呈している分野の一つである。その中でも近年の研究においてG・シュミットは、帝国等族の「統合Integration」という問題を考える際、身分、宗派、地域という共通の利害に基づく自立的な帝国等族のつながりを重視し、このつながりを考える上で、帝国クライス制度に高い評価を与えている。⁽¹⁾ 帝国クライスは一五五五年の帝国執行令を帝国法上の基礎とし、ラントフリーデ維持と帝国の執行という任務を与えられ、帝国の終焉まで重要な役割を果たした帝国機関のひとつである。⁽²⁾ とりわけこの機関は、地域レベルにおいては所属等族の協働のための自治団体としての機能を有し、帝国レベルでは帝国最高法院の判決の執行とラントフリーデ維持を委ねられた帝国の行政管区という性格から、帝国等族を連邦的体制へと統合する中間組織として評価される。⁽³⁾

わが国においては、一九八〇年代後半以降、山本文彦氏や渋谷聡氏らによって連邦制という視角に立った帝国史の研究成果が発表されているが、⁽⁴⁾ これらは一六四八年のヴェストファーレン条約以前の、しかも西南ドイツにおけるクライスを検討の中心に置くものが多く、時代・地域ともに十分に研究がなされているとは言いがたい。さらに、わが国におけるクライス史研究は、クライスを帝国の一機関として捉え、帝国との関係に力点を置く傾向が強い。

これに対して近年のドイツにおけるクライス史研究においては、このような帝国史的観点だけでなく、皇帝や帝国という中央から離れた領邦史的観点からも同時にクライス制度を検討する必要性が認識されている。⁽⁵⁾ クライス史研究にこのような領邦史的観点を導入するひとつの契機となったのは、W・ドッツァウアーの著書『ドイツ帝国クライス（一三八三—一八〇六年）』である。⁽⁶⁾ 彼はこの著書において、クライスそのものに注目しつつ、帝国クライス制度の前史から帝国の崩壊まで、全一〇クライスをはじめて網羅し、個々のクライスそれぞれ

の概要を示した。彼によれば、それぞれのクライスはある地域・時代の中で政治、経済、軍事、ポリツァイ上の諸権限を強化・拡大しながら、クライス等族の協働に基づく自治団体という性格を強めていったという。ただし、ドツツァウアー自身も認めているように、これまでの研究蓄積に由来するような個々のクライスの叙述の厚みにはなお格差があり、彼はさらなる個別的なクライス研究の進展を促している。

とはいえ、この著書の重要な成果は、研究視角として個々のクライスそのものに立脚し、クライス内部の活動を検討することによって、従来のように帝国とクライスとの関係だけでなく、クライス内部における帝国等族の利害関係の在り方をも同時に考察の射程に取り入れた点にある。とくに近年のクライス史研究は、このようにクライスそのものを個別的に分析することによって、帝国の一機関としての側面だけでなく、クライス内における等族の利害とクライスの政策の相互関係を同時に検討することを主要な関心としている^⑦。その中でも非常に示唆に富む指摘をしているのが、T・ニッケラスである^⑧。

ニッケラスが検討対象としたオーバーザクセン・クライスは、帝国北部に位置している。北部ドイツはこれまで、大領邦にとってクライスは不必要であったという指摘から、クライスの存在意義が従来無批判のうちに否定的に捉えられてきた地域である^⑨。ニッケラスはこのクライスを分析する際の手法として、帝国の一機関としてではなく、あえて一つの自立的な政治システムとしての側面を分析する。その際、クライスが単に、さまざまな身分のクライス等族の協働に基づいて運営されるような組織として捉えるのではなく、クライス内の諸集会に

表出する大領邦と中小領邦、諸侯と非諸侯、そして大君侯家間の諸対立軸からなる複雑な内的関係から、オーバーザクセン・クライスの有り様をみる。そしてとくにザクセン、ブランデンブルク両選帝侯の利害貫徹の道具として、一六〇一七世紀初頭の「ザクセンの平和」時代から、ヴェストファーレン条約以後のザクセン選帝侯の衰退とブランデンブルク、スウェーデンの台頭、そして一七世紀後半の戦争に関連するザクセンとブランデンブルク間の利害対立に起因する一六八三年のクライス会議停止までの経緯を、一貫してそのような対立関係から読み解こうとする。そして最終的に、現状維持を目指すザクセン選帝侯ならびに中小等族と、クライスを自身の戦争の道具としようとするブランデンブルク選帝侯との利害不一致のゆえに、クライス会議はもはや両選帝侯にとって不必要となったと結論づけるのである。ニッケラスの議論は、結果として、少なくともクライス会議が停止するまでは、オーバーザクセン・クライスが帝国の一機関としても有効に機能したことを明らかにし、それにより北部ドイツに位置するクライスの帝国史上の意義づけもまた再検討されねばならないことを示した。しかしこの著書の最も重要な点は、クライス内部では大領邦を軸とするさまざまな利害関係が複雑に絡み合い、クライス内のいわば「内的諸権力の交錯」という側面を明らかにした点にある。今後はこうした観点の下で、まずそれぞれのクライス内部の諸関係を整理・分析することが必要であると思われる。その際政治だけでなく、経済、インフラ、ポリツァイ、貨幣、関税などの諸領域において、クライスがどのような機能したのかを検討し、その上で帝国国制におけるクライス制度の

意義を改めて検討し直すべきであろう。ニッケラスの著書に代表されるように、個々のクライス内部の諸関係の整理と分析が、今後のクライス史研究の第一の課題といえることができる。

本稿は、このようにクライス内部の諸関係を整理し、その成果をもとに帝国史上のクライス制度の意義を検討するための基礎的作業として、ドイツ北西部に位置するニーダーザクセン・クライスの内部体制の整理を課題と思う。詳細は後述するが、当クライスは、その内部体制を分析することによって、帝国機関としての側面と有力等族間の利害関係を連関して捉えることのできる好例となる地域である。当クライスに関する研究は、これまで地方史研究の一部としてなされ、その多くが学位論文であったことから研究者の目に触れる機会が少なかつた。さらにそれぞれがある特定の時期の検討に限定され、クライスの活動を通時的に扱った論考はなかつた。その中で、これらの断片的な研究成果を取り入れつつ、新たに多くの未刊行史料を用いて、ニーダーザクセン・クライスの活動を詳細に検討したのが、U・ギッテルの著書『「平和維持」と「ポリツァイ」の領域におけるニーダーザクセン・クライスの活動（一五五五・一六八二年）』である。¹¹ギッテルは「ドイツ人の歴史において中央集権国家・権力国家に対抗する組織原理が存在したのか」を問い、「平和維持」と「ポリツァイ」という著者が設定した二つの視角から、クライスの政策が有力等族間の利害関係に左右されながら、クライスは中小帝国等族による協力に基づく体制であったことを述べている。¹²ただし、このギッテルの著書は、ニーダーザクセン・クライスの帝国史上の意義を再検討することを直接の

関心にはしていない。しかし、クライスの活動を詳細に検討したことによって、本書はニーダーザクセン・クライスが帝国機関として有効に機能したこと、そしてクライス内部における有力等族間の諸関係の様子を明らかにした。今後は、このギッテルの検討を出発点とし、さまざまな領域におけるクライスの活動の詳細な分析を進め、その上でクライス制度が帝国史上いかなる意義を有したのか再検討することが、ニーダーザクセン・クライス研究の課題であろう。

こうした考察をする前提として、本稿ではまずニーダーザクセン・クライスの活動をギッテルの著書に依拠しながら整理しておこうと思う。まず第一節でクライスの構成員とクライス内の官職から基本的体制を整理し、クライスがこの当時いかなる制度的枠組にあったのか確認しておきたい。次いで第二、第三節では、クライスが具体的にどのような活動をしたのか、対象となる時期を便宜上一五五五―一六四八年と一六四八―一六八二年に区分して、クライスの戦争と平和の問題に限定して整理しようと思う。先に述べたように、実際のクライスの活動は多岐にわたり、各々の点について詳細な検討が必要であると思われるが、その中で戦争の問題はクライスの基本的性格を端的に示すと思われるからである。そして第四節では、クライス会議の停止と密接に結びつく一六八一―八二年「帝国軍制」とニーダーザクセン・クライスとの関係を、節を改めて論じる。本稿は、以上のようなごく限られた作業であるが、そこから何らかの展望を得ようと思う。

註

- (1) シェットットの議論について、G. Schmidt, *Integration und Konfessionalisierung. Die Region zwischen Weser und Ems in Deutschland des 16. Jahrhunderts*, in: *Zeitschrift für Historische Forschung* (=ZHF) 21, 1994が挙げられる。このシェットットの議論は、一部わが国でも紹介されている。山本文彦「近世ドイツ帝国国制に関する一考察」『北大文学部紀要』四八二、一九九九年、七九～一四頁。
- (2) 帝国クライス制度は、一四世紀末以来の平和維持を目的とする等族間独自のアイヌングに起源をもち、一五〇〇年帝國統治院令においてその構成員の選出単位として六クライスが創設され、一五二一年帝國最高法院令において、その陪席判事選出の管区としてさらに四クライスが追加された。最終的に一五五五年の帝國執行令において、帝國のラントフリーデ維持のために整備された帝國機關の一つである。それによれば、帝國等族は所屬するクライス内で相互に協力してラントフリーデ維持に努め、ラントフリーデ侵犯事件の際、一つのクライスで不十分な場合には近隣のクライスに援助を要請し共同で対応することとされた。この帝國クライスはあくまで帝國內の平和維持を目的としたものであったが、後述するようにクライス制度の発展とともに次第にその権限を拡大し、トルコ戦争に代表される対外戦争にも動員されていく。帝國クライス制度の成立・発展についての邦文文献としては、中村賢二郎「神聖ローマ帝國とクライス制度一五〇〇―一五五五年」(同編『国家―理念と制度』京大人文学研究所、一九八九年、二六三―三〇一頁)、山本文彦「近世ドイツ国制史研究 皇帝・帝國クライス・諸侯」(北海道大学図書刊行会、一九九五年)、渋谷聡『近世ドイツ帝國国制史研究 等族制集会和帝國クライス』(シネルヴァ書房、二〇〇〇年)が挙げられる。
- (3) 渋谷、前掲書、一七頁。
- (4) 両者の諸論考は、それぞれの著書に収録されている。註(2)参照。
- (5) J. Burkhardt und W. Wüst, *Einleitung: Forschungen, Fakten und Fragen zu süddeutschen Reichskreisen — Eine landes- und reichshistorische Perspektive*, in: *Reichskreis und Territorium: Die Herrschaft über der Herrschaft?*, hrsg. v. W. Wüst, Stuttgart 2000.
- (6) W. Dotzauer, *Die deutschen Reichskreise (1383-1806)*, Stuttgart 1998. なおこの著書は、Ders., *Die deutschen Reichskreise in der Verfassung des Alten Reiches und ihr Eigenleben (1500-1806)*, Darmstadt 1989の改訂増補版である。
- (7) このようにクライスを帝國の一地域として理解し、それぞれの地域におけるクライス独自の活動や機能を検討の対象とした論文集として、P. C. Hartmann (Hg.), *Regionen in der Frühen Neuzeit. Reichskreise im deutschen Raum, Provinzen in Frankreich, Regionen unter polnischer Oberhoheit: ein Vergleich ihrer Strukturen, Funktionen und ihrer Bedeutung*, ZHF, Beiheft 17, 1994. またD. C. ハルトマンは、バイエルン・クライスそのものに焦点を当て、近世のバイエルン・クライスを詳細に検討した一九九七年の著書において、バイエルン・クライスが帝國の崩壊に至るまで活発に活動していたことを明らかにしている。それはとりわけ帝國税の高い納付率、帝國への軍事的貢献、貨幣・関税制度やポリツァイといったさまざまな分野において確認される。そして著者は、バイエルン大公とザルツブルク大司教の強力な指導力の下にありながら、バイエルン・クライスが、その内部において、「補完性原理」に基づいた所屬等族の協働を保障する組織であったことを極めて高く評価している。P. C. Hartmann, *Der Bayerische Reichskreis (1500 bis 1806). Strukturen, Geschichte und Bedeutung im Rahmen der Kreisverfassung und der allgemeinen institutionellen Entwicklung des Heiligen Römischen Reiches*, Berlin 1997.
- (8) T. Nicklas, *Macht oder Recht. Frühneuzeitliche Politik im Obersächsischen Reichskreis*, Stuttgart 2002.
- (9) 経済的・軍事的に豊かな大領邦が所屬する北部のクライスは、従来

の研究においては、クライスという枠組が大領邦の「自由」を制限していたと考えられてきたために、クライス制度が根づかなかった地域であるという評価をされてきた。例えばミッターリスリーベリッヒ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説 改訂版』(創文社、一九七一年)、四五八頁、F・ハルトウング著、成瀬治・坂井栄八郎訳『ドイツ国制史―一五世紀から現代まで』(岩波書店、一九八〇年)、六六頁。

(10) ニーダーザクセン・クライスに関する研究として、例えばF. W. Kaiser, *Der niedersächsische Kreis nach dem Westfälischen Frieden* (1651-1673), Diss. phil. Hamburg 1927; W. Schmidt, *Geschichte des niedersächsischen Kreises vom Jahre 1673 bis zum Zusammenbruch der Kreisverfassung*, in: *Niedersächsisches Jahrbuch für Landesgeschichte*, Hildesheim 1930.

(11) U. Gittel, *Die Aktivitäten des Niedersächsischen Reichskreises in den Sektoren „Friedensicherung“ und „Policey“* (1555-1682), Hannover 1996.

(21) Ebd., S.11.

(13) Ebd., S.300.

一 内部組織

ニーダーザクセン・クライスは帝国北西部に位置している。クライス南部にはブラウンシュヴァイク諸家、マグデブルク大司教の所領が広がり、北部にはメクレンブルク諸大公領、そして帝国都市が割拠している。さらに一六四八年以降になるとヴェストファーレン条約(以下、IPO)により、スウェーデン国王やブランデンブルク選帝侯がこの地域に新たに所領を獲得してクライス等族となり、正式にクライスの政治に参加してくる。そこでまず本節においては、ニーダーザ

クセン・クライスが組織としていかに機能したのか考察するための前提として、クライスの内部構造を整理しておこう。

(一) 身分別整理

まず、ニーダーザクセン・クライスに所属する等族を身分別に整理したものが表1である。ただし、ここでは本稿において考察対象としている一五五五年から一六八二年までの間にニーダーザクセン・クライスに所属していたものに関して挙げることにする。⁽²⁾ この表からわかるように、所属等族の身分において、大司教から帝国都市までさまざまな身分の等族が所属しており、それだけ多様な内部関係が生じることになる。

次いで、身分の変更について整理しよう。とりわけIPOによる北ドイツの諸侯領の再編が、ニーダーザクセン・クライスにおいて、その後の政策を左右する重要な契機となった。ここではそのIPOに基づく聖界諸侯領の世俗化と所領の譲渡について確認していく。まず、ブレーメン大司教領はIPO第一〇条第七項により、世俗化されスウェーデン国王に対し帝国レーエンとして譲渡された(表1※1)⁽³⁾。次いでマグデブルク大司教領はIPO第一一条第六項において、最後の大司教アウグストの死後、世俗化されブランデンブルク選帝侯家に譲渡されることとされ(表1※2)⁽⁴⁾。これは一六八〇年に実現している。そしてハルバーシュタット司教領もIPO第一一条第一項において、世俗化され同家に譲渡された(表1※3)⁽⁵⁾。これらの諸規定により、一六八二年までにヒルデスハイムとリュネブルクの二司教以外は全て世俗等族に

大司教	マグデブルク(※2)、ブレーメン(※1)
司教	ハルバーシュタット(※3)、ヒルデスハイム、リュエベック、シュヴェーリン
大公	ブラウンシュヴァイク-リュネブルク(ヴォルフエンビュッテル系、ツェレ系、カレンベルク系、グルーベンハーゲン系)、メクレンブルク(シュヴェーリン系、ギュストロウ系)、ホルシュタイン(デンマーク系、ゴットルフ系、ハーデルスレーベン系)、ザクセン・ラウエンブルク
伯	ラインシュタイン-ブランケンブルク、ランツァウ
帝国都市	リュエベック、ゴスラー、ミュールハウゼン、ノルトハウゼン

表1 ニーダーザクセン・クライスの所属等族 (Gittel, a. a. O., S.347ffより作成)

なり、当クライスは圧倒的に世俗身分の割合が高くなったことになる。

以上のようなクライス領域内での所領の譲渡にともない、とくにスウェーデンやブランデンブルクという、クライス外に本拠を構える外国勢力や有力諸侯が、IPOを通じてクライスの政策に正式に参加し、大きな影響を及ぼすようになったことは留意せねばならない。さらに有力等族は、クライス高級官職を保有し、家門同士の結合によってクライス会議における複数票を獲得することで、多数決原理が有効であったクライス会議での審議や決定に、自身の利害をより強く反映させることが可能であった。以下で述べるところであるが、とくに一六四八年以降、スウェーデンやブランデンブルクのようなクライス外の有力等族と、クライス内の一大勢力であったブラウンシュ

ヴァイクとの協調・対立に基づく体制が、ニーダーザクセン・クライスの機能性を左右する基礎となったのである。

(二) クライス高級官職

このことは、クライス内の高級官職からもまた読み取ることができよう。以下においては、クライスの諸官職からクライスの構造をみてみよう。

① クライス公示事項担当諸侯 *Kreisausschreibenden Fürsten*

クライスを実質的に運営し、事実上クライス内で最重要となるのがクライス公示事項担当諸侯である。この公示事項担当諸侯には一般的にクライス内において最も身分の高い聖俗の諸侯各一名が就くことになっている。しかしながら官職創設の経緯、具体的任務について法的根拠はない^⑦。ニーダーザクセン・クライスにおいてはマグデブルク大司教とブラウンシュヴァイク・ヴォルフエンビュッテル大公(以下ヴォルフエンビュッテル大公)が伝統的にこの官職を保有していた。この職の主要な任務は、皇帝や帝国議会からの諸通知の公示、クライス会議の召集、またクライス会議での議案の予備的審議とその通達などクライスに関わる公示事項、クライス議長 *Kreisdiöktor* としてのクライス会議の主宰、クライス長官が空席の際の長官職の代行であり、これらの任務に際してどちらか一方が単独で権限を行使するのではなく、常に共同で当たらねばならなかった。

このように、公示事項担当諸侯には広範な権限が属し、クライスでの主導的地位を保障するものであった。しかし、二人の公示事項担当

諸侯が常に対等であつたわけではない。例えば、通常、クライス会議が召集されると、参加者は「主任議長(Direktor agens)」たるマグデブルクに到着を報告し、本会議においても同様にマグデブルクが諮問を行い、票を取りまとめ、さらにクライス最終決定あるいはクライス文書の草案を作成した。⁽⁹⁾ すなわち、クライス公示事項担当諸侯としてヴォルフエンビュッテル大公はマグデブルクと同等の地位にあつたにもかかわらず、本来共同で果たすべき議長の任務に関与できなかったのである。⁽¹⁰⁾ それゆえクライス公示事項担当諸侯とクライス議長という官職は厳密には区別する必要がある。

さらにこの公示事項担当職に関して、IPO第一〇条第一〇項において以下のような取り決めがなされている。すなわち「マグデブルクとブレームンの間でニーダーザクセン・クライスの議長職が交替で保持されるべし。ただし、ブラウンシュヴァイク・リュネブルク大公の共同議長の権利は留保される」という条項により、スウェーデンがニーダーザクセン・クライスにおけるクライス議長職を獲得した。⁽¹¹⁾ この規定により、クライス内に第三の議長職保持者が出現したことになる。さらにこの規定は、はじめて帝国法の中でクライス議長職についての具体的・個別的な決定であるのと同時に、マグデブルクとヴォルフエンビュッテル大公の議長職も帝国法上確認されたことになる。

このクライス公示事項担当職は、ニーダーザクセン・クライスにおいて唯一帝国の崩壊まで存続した官職である。彼らの周囲に対する影響力には少なからぬものがあり、さらに一六八二年のクライス会議停止もまた、逆に彼らの力を増大させる結果となつた。すなわち、従来

からの諸任務に加え、一六八一／八二年「帝国軍制」の枠組におけるクライス等族各自の割当の徴募、その他の租税の徴収、さらにはラントフリーデ侵犯事件においてはその執行の任務を果たしており、さまざまな領域においてその権限を拡大しているのである。⁽¹²⁾ そのため、他の等族との協働が重視されるクライス会議に比して、クライス公示事項担当職はとりわけ一七世紀後半以降、領邦国家化政策を強めていく大領邦にとって、その覇権政策のためにより魅力的な官職であつたといふことができるだろう。⁽¹³⁾ 有力等族はこの官職を通じて、近隣の中小等族に対して優越的地位に立つ可能性があつた。

②クライス高級官職Hohen Kreis-Ämter

次に、クライス長官Kreisoberste、次官Nachgeordnete、補佐官Nageordnete⁽¹⁴⁾について。これらの官職については、帝国執行令においてその任命や権限について詳細に取り決められている。⁽¹⁵⁾ それによれば、クライス内でラントフリーデ破壊事件が生じた際、長官は補佐官と共に、後にクライス軍事会議Kreiskriegskonventeと呼ばれる会議を召集し、そこで事件への対応を協議し、執行に必要な援助をクライス等族に要請する権限を有し、その執行に際して指揮官を務めた。補佐官は常に長官と共に審議に参加し、また長官の行動を監査する役目も帯びた。補佐官のうち一名が次官に任命され、長官がその義務を果たさない場合、あるいは長官自身がラントフリーデに違反した場合など、長官の代理を務めた。⁽¹⁶⁾ クライスは、内的平和維持という任務において、まさにこれら高級官職を中心として行動する体制であつた。

在位	歴代クライス長官
1557～1586	ゴットルフ大公アドルフ
1589～1603	ギュストロウ大公ウルリヒ
1604～1614	ヴォルフエンビュッテル大公ハインリヒ・ユリウス
1614～1624	ツェレ大公クリスティアン
1625～1629	デンマーク王（ホルシュタイン大公）クリスティアン4世（辞任）
1652～1665	ツェレ大公クリスティアン・ルートヴィヒ
1671～1705	ツェレ大公ゲオルク・ヴィルヘルム

表2 歴代クライス長官（Gittel, a. a. O., S.339fより作成）

さて、ニーダーザクセン・クライスにおいては、一五五六年一月のクライス会議でこれら高級官職の最初の選出が行われている⁽¹⁸⁾。クライス長官職は、その軍事的・経済的能力の必要性から、専ら世俗の有力等族が保有していた。補佐官は最初の選挙において、各身分から六名が選出されたが、一六一四年には三名が選出されるのみとなった⁽¹⁹⁾。とくに三十年戦争後はじめて高級官職の選出が行われた一六五二年以降、ブラウンシュヴァイク家の者が長官、次官、補佐官にそれぞれ選出され、クライス軍事会議における支配的影響力を得るに至り、このことは、所領のほとんどがクライス内にあった同家にとって、とりわけ軍事財政面で重要な成果であった。一六七一年クライス会議でも、同家は次官を除いてこの状態を維持することに成功している。したがって一六五二年には、クライス軍事会議はクライス全体のために

在位	歴代クライス次官
1557～1559	ツェレ大公フランツ・オットー
1560～1587	ギュストロウ大公ウルリヒ（長官に就任）
1593～1611	ツェレ大公エルンスト
1611～1614	ツェレ大公クリスティアン（長官に就任）
1614～1634	ヴォルフエンビュッテル大公フリードリヒ・ウルリヒ
1652～1666	ヴォルフエンビュッテル大公アウグスト
1671～1695	ギュストロウ大公グスタフ・アドルフ

表3 歴代クライス次官（Gittel, a. a. O., S.340fより作成）

を有するブラウンシュヴァイクが公示事項担当諸侯であり、さらに長官、次官、補佐官も務めていたため、同家の下にクライス内の官職が集中する体制であった。このことは、ブラウンシュヴァイクにとって

機能するというよりは、むしろブラウンシュヴァイク家の影響の強い組織となっていたといえるだろう。

さらに一六五二年のクライス最終決定は、高級官職にとって重要な取り決めを含んでいる⁽²⁰⁾。すなわち、クライス長官らは新たなクライスの軍事体制を審議する際、公示事項担当諸侯とそれに関して「コミュニケーション」をとることとされたのである⁽²⁰⁾。この取り決めに基づいて、公示事項担当諸侯は徐々に高級官職の管轄域に入り込む余地を広げていった。「コミュニケーション」が具体的に何を意味するかは不明瞭であるが、このことは、高級官職の権限縮小を意味し、このような傾向は、一般的に他のクライスにおいてもみられたようである⁽²¹⁾。ニーダーザクセン・クライスは、クライス内で最大の所領

は願ってもないことであった。なぜなら、当時すでに武装化を進めていたブラウンシュヴァイクにとって、他の等族の指揮下に組み込まれることは、自身の「自由」と相容れないことであり、忌避すべきであったからである。一六八二年にクライス会議が停止してもはや高級官職の選出も行われなくなり、それらの高級官職の権限を公示事項担当諸侯が引き継いで行使したために、いっそう同家の勢力は強化された。機能を停止した高級官職に代わり、ブラウンシュヴァイクは公示事項担当諸侯として高級官職の権限をも取り込んで、自身のもつ官職を勢力拡大に利用できたのである。

（三）クライス会議

最後に、クライス会議について。クライス会議は、所属する等族を統合する上で中心的役割が見出される。その形態は帝国議會を模して作られるが、明文化された規定はなく、慣習によって定められた。以下においては、とくにクライス会議における多数決原理の有効性という点から、会議の構成を確認したい。

まずクライス会議では、マゲデブルク主宰の下で個々の案件ごとに審議・決定を繰り返す。投票は席次順に諮問によって行われ、マゲデブルクがそれを集計し、多数に至った後、審議の終了を告げる。こうして全案件に関して決定がなされると、マゲデブルクは作成したクライス最終決定の草案を朗読し、それについて再び合意確認がなされたならば、クライス最終決定として承認される。

クライス会議においては、たびたび多数決原理が問題となった。決

定に関する多数決の原理はすでに一五五九年の帝国最終決定により確立し、少数派はその決定に従うべきことが原則となっており、ニーダーザクセン・クライスにおいてはは一五九三年のクライス最終決定で確認されている⁽²³⁾。しかしながら、多数決により決定された事柄に関して、当然のようにしばしばそれに従わない等族もいた。しかしながらそのような等族に対して、クライスは何の強制手段も有しておらず、それゆえクライス最終決定の拘束力については問題を含んでいた⁽²⁴⁾。理論上は全てのこと多数決により決定されるべきであったが、とくにそれが有力等族の場合、現実としてクライスの決定を必要としない場合もあったと思われる。それゆえこうした状況においては、不完全なままクライスの決定が実施される場面もあった。ただし、所属等族の多くはクライスの決定に基づいてまとまることにより、クライス内での協働を保とうとした。このような原理はまさに帝国国制およびクライス体制の連邦的性格を示すものといえるだろう⁽²⁵⁾。

註

- （1）ヴェストファーレン条約においては、ドイツ北部の諸侯領の獲得・譲渡に関して、主としてIPO第一〇―一五条の中で規定されている。以下IPOに関して参照する史料として、K. Zeuner, *Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Reichsverfassung in Mittelalter und Neuzeit*, 2. Aufl., Tübingen 1913, S.416ff.; A. Buschmann, *Kaiser und Reich. Klassische Texte und Dokumente zur Verfassungsgeschichte des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation vom Beginn des 12. Jahrhunderts bis zum Jahre 1806*, München 1984, S.64ff.
- （2）帝国都市ハンブルクとブレーメンもニーダーザクセン・クライス

に所属するが、一五五五年から一六八二年までの間はクライス等族資格をもたなかったため、ここでは除外している。

- (c) Zeumer, a. a. O., S.419 ; Buschmann, a. a. O., S.71. IPO 第一〇条においては、当クライスに関わる所領以外に、スウェーデンはフォアメルン、ヴェルデン司教領など北ドイツに多くの所領を獲得している。その詳細に関しては、伊藤宏二「近世ドイツ帝国におけるスウェーデン国王の法的地位―ヴェストファーレン条約に基づく帝国レーエン授与を中心に―」『ヨーロッパ文化史研究』第一号、東北学院大学大学院文学研究科、二〇〇〇年、二二―六七頁、同「ヴェストファーレン講和会議におけるスウェーデンとポメルン問題―ヴェストファーレン条約規定の成立に関する一考察―」『法制史研究』五一、二〇〇二年、一四七―一七八頁を参照。

- (4) Zeumer, a. a. O., S.421 ; Buschmann, a. a. O., S.77.

- (5) その他に、ラッツェブルクとシュヴェーリンの両司教領もIPO 第二一条第一項においてメクレンブルク・シュヴェーリン大公の所領となつてゐる。Zeumer, a. a. O., S.420-423 ; Buschmann, a. a. O., S.74-81.

- (6) 例えば、ブラウンシュヴァイク家は一六世紀においてブレーメン大司教、ハルバーシュタット司教を輩出したほか、一七世紀においてもラッツェブルク司教を輩出してゐた。さらにリューベック司教はホルシュタイン・ゴットルフ大公家が輩出するなど、クライス会議において一家門のもとに複数の票が集中することが普通であつた。U. Gittel, a. a. O., S.347ff.

- (7) 一五二二年に帝国統治院がクライス内で最も身分の高い聖俗の諸侯それぞれ一名にクライス令を送付したことがこの官職の始まりといわれている。山本、前掲書、一九六―一九七頁。

- (8) Gittel, a. a. O., S.36.

- (9) この公示事項担当職をめぐって、マグデブルクとヴォルフエンビュッテルの間でしばしば対立が生じている。一五五六年クライス会議で

ヴォルフエンビュッテル大公はこの問題に関して異議を唱え、翌年の帝国議会ならびに当時の国王フェルディナント一世にも同様の抗議をしている。その結果クライス会議は両者によって召集されることになり決まらされているが、この対立は続くこととなる。一六世紀末に対トルコ戦争のための「特別クライス援助」に対しヴォルフエンビュッテル大公がクライス会議の開催を拒否したため、マグデブルクによる単独での召集となり、一六三一―一六三五年にマグデブルクがスウェーデン軍により占領された際、ブレーメン大司教がマグデブルクに代わってこの職に就くことを要求し、またもやヴォルフエンビュッテル大公との間に対立があつた。このようなどちらか一方の公示事項担当諸侯のみによる開催は、クライス会議の拘束力を妨げるものであつた。このような場合、実際にクライス会議に参加する等族はわずかであり、他の等族も二人の協力による権限の行使を望んでいた。ちなみに一六三四年に当時の大公フリードリヒ・ウルリヒの死によってヴォルフエンビュッテル大公家が断絶したため、一六三五年一月一日にこの官職の相続をめぐってブラウンシュヴァイク全家系による家門条約が結ばれている。それによれば、今後この官職はヴォルフエンビュッテル、ツェレ、カレンベルク家系のうちその都度長兄である諸侯の手に委ねられることになった。この公示事項担当職をめぐる争いに関しては、Gittel, a. a. O., S.35ff. ブラウンシュヴァイク諸侯家の家門条約に関しては、A. Köcher, Geschichte von Hannover und Braunschweig 1648 bis 1714, 1.Bd., Leipzig 1966, S.601ff.

- (10) Zeumer, a. a. O., S.419 ; Buschmann, a. a. O., S.72. この取り決めは一六五二年のクライス会議から実施されている。その際、クライス会議の終了とともに官職が交替され、次のクライス会議の終了まで権限を行使した。ただし、クライス会議の公示は今後三人による事前交渉において決められねばならず、クライス会議の議事録も三人の合意によってのみ成立するものとされた。Gittel, a. a. O., S.41.

- (11) Ebd., S.43.
- (12) このクライス公示事項担当職に関して一八世紀以降の推移を一瞥すると、ハノーファー選帝侯家がブラウンシュヴァイク大公領を統合し、また一七一九年にはブレーメン大公領を獲得したことにより、この当時すでにクライス会議は開催されなくなっていたが、形式上はクライス議長職を独占していくことになる。また、高級官職はクライス会議において任命されたが、一六八二年を最後にこれらの官職の任命も停止したままとなった。Ebd. S.45ff.
- (13) ニーダーザクセン・クライスにおける歴代の長官、次官については、表2、表3を適宜参照されたい。
- (14) 一五五五年帝国執行令におけるクライス長官、補佐官の任命や権限については、山本、前掲書、「第三章第一節」を参照。
- (15) Gittel, a. a. O., S.48.
- (16) 長官職に関しては、デンマーク王クリスティアン三世が就任を拒否したため、翌五七年六七月のクライス会議において、彼の弟でホルシュタイン・ゴットルフ大公のアドルフが選出されている。ところでそのアドルフも、当初は長官に就任することに消極的であった。というのも、帝国執行令によればこの官職は無報酬で任務にあたるべきで、さらに任務遂行に際して、長官の援助要請に対し速やかに履行しない等族の分は長官が肩代わりせねばならず、長官職に付随する経済的負担は少なからぬものであった。長官に任命された者にとって、自身への負担を軽減することが特に問題であったといえるだろう。こうした経済的負担という問題は、高級官職への最初の選出の際、他クライスにおいても同様にみられたという。Ebd., S.49ff.
- (17) Ebd., S.52.
- (18) 一六五二年クライス会議において選出されたのは、長官にツェレ大公クリスティアン・ルートヴィヒ、次官にヴォルフエンビュッテル大公アウグスト、補佐官にブラウンシュヴァイク・カレンベルク

大公ゲオルグ・ヴィルヘルム、そしてメクレンブルク・シュヴェーリン大公アドルフ・フリードリヒ（再選）である。

- (19) Ebd., S.58ff.
- (20) キッテルによれば、史料上 *Kommunizieren* という語が用いられている。しかし、本論でも述べているように、この語が具体的に何を想定しているのかは不鮮明である。Ebd., S.58.
- (21) Ebd., S.60.
- (22) Ebd., S.26.
- (23) Ebd.
- (24) このような多数決原理の有効性に端を発する問題の例として、次節以下で述べるような軍の編成や派遣といったことが挙げられよう。
- (25) Ebd.

二 一五五五～一六四八年におけるニーダーザクセン・クライス

次に、クライスが実際にはどのように機能したのか確認していこう。ギッテルによれば、一六四八年までの時期でニーダーザクセン・クライスを概観するにあたって、特筆すべき事例が一六世紀末の対トルコ戦争と、クライスが直接に関わった三十年戦争である。^① 本節では、この二つの戦争から、ニーダーザクセン・クライスの活動を整理していこう。

(一) 一六世紀末対トルコ戦争

本来、対外戦争への対応は伝統的に帝国議会の管轄であり、そこに

クライスは関与しなかった。ところが、「特別クライス援助」という形で帝国クライスが対外戦争に動員されていくこととなり、このような対外防衛方式が、後の時代に重要な問題となる「帝国軍制」の制定をめぐる議論にとって、重要な先例となる。それでは、いかなる経緯でクライスが対トルコ戦争へと関与していったのかみてみよう。⁽³⁾

まず、オーバーザクセン・クライスにおいて、一五九二年一〇月に「特別クライス援助」が承認され、ニーダーザクセン・クライスにおいても翌九三年四月のクライス会議で、クライス等族は一三単位の援助を承認した。⁽⁴⁾このときの両クライスによる決定が、これ以後の対トルコ戦争への対応にクライスが巻き込まれていく先鞭をつけたのであった。ただしこの九三年のクライス最終決定の中で、クライス等族は、同様のことが今後なされるべきでない旨を確認している。⁽⁵⁾というのは、クライス等族は租税承認権を帝国における等族の共同統治の要として認識し、このような問題について帝国議會を避けて審議することは、等族の「自由」を脅かし、さらには帝国国制に变革をもたらしかねないものとみなしていたからである。⁽⁶⁾ところが、この留保にもかかわらず、九五年一月にもクライス会議が召集され、皇帝の騎兵一二〇〇人の援助要請に対し、クライス等族は騎兵六〇〇〇人の援助を承認している。⁽⁷⁾

翌九六年にも、皇帝はニーダーザクセン・クライスに対し八ヶ月の期間で騎兵一二〇〇人の援助を要請し、これを受けて三、四月のクライス会議では、皇帝の要請よりも少ない六ヶ月間で騎兵一〇〇〇人の規模での援助が承認されている。⁽⁸⁾

さらに九七年三月に召集されたクライス会議で等族の使節は、このような「特別クライス援助」を習慣にしてはならないという原則を強化し、この費用負担が帝国議會で承認されるべき帝国税から控除されることを条件に、前年四月に承認された騎兵一〇〇〇〇人の援助を再度確認した。⁽⁹⁾

九八年の帝国議會は、脅威を増すトルコ軍に対して、フランケン、シュヴァーベン、バイエルン、ニーダーザクセン、オーバーザクセンの五クライスによる予備軍の召集を決定し、その詳細を審議するためにニュルンベルクにおいて帝国クライス代表者會議が開かれた。⁽¹⁰⁾それによれば、ニーダーザクセン・クライスが提供すべき割当は騎兵七六九人であったが、この予備軍は結局のところ実現しておらず、実際にどれほど機能し得たかは分からない。しかし、W・シュルツェは、この決定を通じて帝国クライスが一七、一八世紀のクライス連合を成立させる重要な基礎となったと積極的に評価している。⁽¹¹⁾

このような対トルコ戦争における「特別クライス援助」は、クライスにとっていかなる意義を有したのだろうか。一六世紀末の対トルコ戦争援助問題では、クライスは対外防衛に対しても有効に機能することを示した。皇帝は従来のように帝国議會ではなく、直接クライスに援助を要請することで、より迅速な援助を期待し、実際にある程度成果を得ることができたといえるだろう。シュルツェは、この対トルコをめぐる一連の議論がクライス制度を発展させたことを極めて高く評価している。⁽¹²⁾しかしギッテルによれば、シュルツェの評価には無条件に同意することはできないという。⁽¹³⁾その理由としてギッテルは、皇帝

が迅速な援助を期待したにもかかわらず、クライスで審議されてから実際に戦場へと派遣されるまで数ヶ月を要したこと、そして宗派対立が帝国議会の機能を奪わなければ、従来の方式がより効果的であったこと、皇帝軍側にも指令系統において不備があり、クライス軍動員のための明確なコンセプトに欠けていたことを挙げている。確かに、クライスの対外防衛への関与が、無条件にクライス制度の成長・発展へと直結したのではなく、そこにはクライスが皇帝の単なる租税・軍事的管区となるリスクを伴っていた。しかし、例えば一五九五年や九七年のように、対トルコ援助の特別性を強調し、皇帝の要請よりも少ない規模ではあったものの、クライスは帝国の平和維持において重要な機関として想定されていたといえるだろう。他方、等族たちもまた、皇帝の要請を無条件に受け入れるのではなく、援助の規模や条件を提示することで、クライスの自立性を確保しようとした。このような対皇帝政策というファクターが、この後のクライス制度の発展にとって重要な基礎となったことはいうまでもない。

（二）三十年戦争

次に、三十年戦争期におけるニーダーザクセン・クライスの基本的姿勢をみていこう。ニーダーザクセン・クライスは、とくに一六二五年デンマーク王クリスティアン四世の参入に端を発するニーダーザクセン・デンマーク戦争の開始から、一六二九年リュールベックの講和によりデンマークの戦争からの撤退が決まるまでの間、一時的に当事者として関与することになる。そこで、以下ではこの時期のニーダーザ

クセン・クライスにおける経過を整理しよう。

三十年戦争期におけるニーダーザクセン・クライスの基本姿勢を示しているのが、一六二一年五月一日のクライス最終決定である。¹⁶ プロテスタント諸侯が大多数を占めるニーダーザクセン・クライスにおいては、プファルツ問題の解決、リガ軍の撤退、そして何よりも改革派修道院の保護が、皇帝と等族との間で重要な争点であった。¹⁷ 皇帝がこれらの要求に応じるならば、クライスは二単位の特別援助を皇帝に提供する意志があることを伝え、さらにクライス等族は、これとは別に九単位の援助を専ら防衛目的のために使用することを決定している。このような態度が、クライス政策の根幹をなす「武装中立」である。

この「武装中立」の下、二三年に当時プファルツ派のマンズフェルト伯とハルバーシュタット司教クリスティアンの軍がクライス内に侵攻してきたこと、そしてこれに対しティリーの軍勢も進軍してきたことで、クライス周辺はにわかに危険な空気に包まれた。このために、一月のクライス軍事会議では、即座にクライス軍の徴募が決定され、さらに長官のツェレ大公と補佐官のヴォルフエンビュッテル大公が騎兵五〇〇人、歩兵二〇〇〇人の規模で徴募して対応することとされた。²¹ ここで決定されたクライス軍の動員については、次のクライス会議で審議されることとされている。

そのために召集されたクライス会議では、クライス等族は皇帝と敵対することを避けるために、むしろ皇帝への恭順を示す道を選んだ。²² さらにクライスの「武装中立」は決して皇帝と帝国からの分離ではないことを確認し、この態度を帝国法の枠組で正当化している。さらに

このクライス会議では一四単位の援助が承認され、実際に動員された規模としては先に例がないほど大規模であり、クライス等族がいかに高いレベルで危険を認識していたのかがうかがえる。⁽²³⁾クライス等族の意図からすれば、強大な皇帝軍との敵対をなんとかしても回避せねばならず、それゆえハルバーシュタット司教も、自軍をクライスから撤退させ、さらに自らの司教領とブラウンシュヴァイク家の所領を考慮して、二三年七月一八日に司教位を放棄している。⁽²⁴⁾

こうしてクライス内における直接の危機はさしあたり回避されたが、依然としてクライス内に留まる皇帝軍との交渉が残っており、交渉の最大の争点は、クライス内の改革派修道院の保護とクライス軍の解散、そして皇帝軍の撤退であり、どちらが先になされるべきかが問題であった。二四年二―三月のクライス会議では、ティリー軍との対立は非現実的であり、クライス軍を解散することが審議され、さらに同年にはツェレ大公がクライス長官を辞任している。⁽²⁵⁾この辞任は、この時点でクライス軍が機能するための体制がもはや整っておらず、完全に軍事的機能を果たすことができないことを意味し、すなわち「武装中立」がもはや維持できないということを意味した。

ところが翌二五年、ツェレ大公の後任に、ホルシュタイン大公としてデンマーク王クリスティアン四世がクライス長官に就任したとき、クライス政策が急転した。⁽²⁶⁾彼の軍勢力の下で再度クライスの武装が図られ、さらに当時のデンマークは、フランスと帝国外の福音派勢力とくにイングランドの保護を拠り所としていた。⁽²⁷⁾五月のクライス会議では、九単位の援助が無期限で認められ、これをデンマーク王が全て徴

募し、各等族が後から貨幣で支払うべきことが決定された。なお、クライス軍の指揮権はデンマーク王に委ねられた。⁽²⁸⁾さらに、このクライス軍は皇帝に敵対するものではなく、あくまで純粹に防衛目的であることがここでも強調されている。

このようなデンマーク保護下のクライス再武装は、いかに防衛目的という性格を帯びたにしても、皇帝勢力との対立という危険を孕み、あるいはクライス内の反対派との協力という点で、いずれにせよ問題を含むものであった。それゆえこれ以降も、クライス側と皇帝側との交渉が続けられる。しかし、両者の歩みよりは達せられなかったが、クライス等族の中には今後「武装中立」を継続しようとする者もいた。この戦争の帰結はここでは論じないが、いずれにせよこの時期の「武装中立」が重要であったと思われる。すなわち、当時のクライスは従来の権限をはるかに越えて機能したのであり、帝国の中である程度自立した組織として立ち現れたのであった。⁽²⁹⁾しかしながら同時に、クライス等族が決して皇帝と敵対し、帝国から分離しなかったことも見逃してはならない点だろう。このことは、クライスが帝国という枠組を超えては発展し得なかったひとつの限界をもまた示している。⁽³⁰⁾他方この時期のクライスは、帝国外の勢力に対してもある可能性を開いた。すなわち、デンマーク王がニーダーザクセン・クライスを媒介として帝国における行動の基盤を得たことは、後の時代にとって決定的に重要である。⁽³¹⁾ニーダーザクセンにおいては、とりわけスウェーデンが、クライスを対帝国政策に用いることとなる。

註

- (1) 帝国執行令以後、初の帝国レベルでのラントフリーデ侵犯事件であったのは、グルンバッハ事件である。グルンバッハに対する執行のために、一五六六年アウクスブルク帝国議会での最終決定において、事件発生地であるフランケン・クライスに加えて、オーバーザクセン、ニーダーザクセン、ニーダーライン・ヴェストファーレンの各クライスに、グルンバッハに宣告された帝国アハトの執行を委任し、一五六七年四月に上記の四クライスによる執行は完了した。このグルンバッハ事件は、帝国クライスがラントフリーデ維持と帝国執行令の実施という点において、有効に機能し得ることを実践において証明した事件として評価されている。グルンバッハ事件の詳しい背景・経過については、山本、前掲書、二〇〇頁以下および、河野淳、「皇帝マクシミリアン二世の内政と外政―グルンバッハ事件と対トルコ戦争を巡って(一五六四―一五六七年)」、『西洋史論叢』二二、早稲田大学西洋史研究会、二〇〇〇年、九―二二頁。
- (2) 「特別クライス援助*Partikularerhöfe*」とは、対トルコ戦争のために通常帝国議会において承認されてきた帝国援助*Reichshilfe*を補う方式として考案されたものである。本来帝国議会の承認を待って調達された帝国援助と異なり、「特別クライス援助」は皇帝が直接クライスに対して援助を要請し、クライス会議において承認されたものであり、対トルコ戦争の援助のための重要な手段として実施された。一六世紀における帝国援助に関して、山本、前掲書、とくに九八―一六頁。また一六世紀末対トルコ戦争について、渋谷氏は皇帝顧問官のひとつである帝国収税長官を媒介として帝国クライスが戦争に動員されていく過程を明らかにしている。渋谷、前掲書、八九―一〇七頁を参照。
- (3) この一六世紀末対トルコ防衛問題については、渋谷、前掲書のほかに、W. Schulze, *Reich und Turkengefahr im späten 16. Jahrhundert*, München 1978. 山本、前掲書、二二―二六頁を参照。
- (4) Gittel, a. a. O., S. 99. 山本、前掲書、二二二頁、渋谷、前掲書、九九頁以下。
- (5) Ebd., S. 99f.
- (6) Ebd., S. 100.
- (7) Ebd., S. 100f.
- (8) Ebd., S. 102.
- (9) Ebd., S. 105.
- (10) Ebd., S. 106. 山本、前掲書、二二四頁以下。
- (11) ニーダーザクセン・クライスの代表者に託された訓令によれば、この予備軍が実際に派遣されるのは、緊急時に全ての援助が消費されてしまった場合に限り、そして全一〇クライスによりこの費用が調達されるべきであった。Ebd., S. 106f.
- (12) W. Schulze, a. a. O., S. 218. 山本、前掲書、二二五頁。一七世紀に至っても、ニーダーザクセン・クライスは一六〇一、〇二、〇五、〇六年にそれぞれ一四単位の援助を承認している。この一連の要請から、皇帝は「特別クライス援助」の常設化を意図していたことが推測できる。さらに二一、二二、二四年にも皇帝はクライスから帝国税を徴収しようと試みてゐる。Gittel, a. a. O., S. 108f.
- (13) Schulze, a. a. O., S. 198ff.
- (14) Gittel, a. a. O., S. 110.
- (15) 三十年戦争は、宗派的対立から始まり、やがて諸々の利害が錯綜する国際戦争へと発展したが、この戦争を理解する際、四つの時期に区分して検討するのが一般的になっている。すなわち、第一に、ベーメン蜂起からバイエルン大公マクシミリアンの選帝侯位獲得まで、ベーメン・プファルツ問題を中心とした時期(一六一八―一六三一年)、第二に、デンマーク王の参入からリューベックの講和までのニーダーザクセン・デンマーク戦争の時期(一六二五―一六二九年)、第三に、スウェーデン王グスタフ・アドルフの参戦からプラハの和約までのスウェーデン戦争の時期(一六三〇―一六三五年)、最後にフランス参戦

からヴェストファーレン条約締結までの時期（一六三五～四八年）である。三十年戦争の経過については、Magen, a. a. O. 山本、前掲書、二一六～二二〇頁、明石欽司「ヴェストファリア条約の研究（一）～（六）」『法と行政』三・一～六・二、一九九二～九六年、序章註（15）を参照。

(16) Gittel, a. a. O., S.136. なお、三十年戦争の第一期に当たる一六一九年に、ニーダーザクセン・クライスは独自の武装を決定し、ウニオン軍に参加しない中立の立場を表明している。Magen, a. a. O., S.434.

(17) Gittel, a. a. O., S.136f.

(18) Ebd.

(19) この二四年の特別援助は、対トルコ戦争のための援助を名目としていたが、ギッテルによれば、目下の戦争においてクライスがどの派に与するかを計ろうとする皇帝側の策略であるという。Ebd., S.109.

(20) ハルバーシュタット司教クリステイアンは、一六〇四～一四年の間クライス長官を務めたヴォルフエンビュッテル大公ハインリヒ・ユリウスの息子である。

(21) Ebd., S.139.

(22) Ebd.

(23) Ebd., S.140.

(24) Ebd., S.143.

(25) Ebd., S.147.

(26) ただし、当初は彼でなくヴォルフエンビュッテル大公フリードリヒ・ウルリヒが長官に指名された。しかしフリードリヒ・ウルリヒが就任を拒否したために再度選出が行われ、クリステイアンが選ばれた。Ebd., S.148.

(27) Ebd.

(28) Ebd., S.149.

(29) Ebd., S.158.

(30) Ebd.

(31) Magen, a. a. O., S.437f.

三 一六四八～一六八二年におけるニーダーザクセン・クライス

ヴェストファーレン条約は、多くの点で旧来からの平和維持・回復に主眼を置く秩序体制を維持するものであった。帝国クライス制度についてもまた、「帝国クライスの再編」(EPO第八条第三項)が次の帝国議会で審議されるべき問題として言及されているほか、いくつかの取り決めがなされている。⁽¹⁾ 四八年以後のニーダーザクセン・クライスにおいても、まずクライスレベルでの再安定化が問題とされた。この問題はクライスの軍事体制と密接に結びつく形で議論されている。本節では、このクライス軍制の成立過程を確認し、その体制の下で、実際の戦時におけるクライスの対応をみていきたい。

(一) クライス軍制の成立

クライス軍制が問題となったのは、一六五二年一月のクライス会議である。当初この会議では、中小等族と有力等族の間で対立があった。とくに中小等族は、新軍制に伴う財政上の過大な負担と、対外戦争への対応は本来帝国議会の管轄であることを問題に挙げ、この審議には消極的であった。⁽²⁾

にもかかわらず、最終的にこの会議においては、新軍制を認める方向で審議が進み、一月七日付でクライス最終決定が公布された。それによれば、第一にクライス軍あるいはそのための租税はすぐに徴収されるのではなく、どの等族も自身に割り当てられた軍を将校とともに常以待機させておくべきこと、第二に軍の徴募、糧食、その他維持に関しては各自が引き受けるべきこと、第三に各等族は自身の割当分の状況を記した報告書を翌年三月一日までにクライスの高級官職者宛てに送付すべきこと³、最後に兵員のために三単位、将校のために一単位が支払われるべきとされ、合計四単位の援助額が設定された。そしてさらなる詳細に関しては、クライス高級官職者とクライス公示事項担当諸侯が審議することとされた。さらにこの最終決定には、軍の具体的編成を示した具申が添付されている⁴。まず全体として、二〇〇人からなる歩兵中隊が一五中隊（三〇〇〇人）、一〇〇人の騎兵中隊が同じく一五中隊（一五〇〇人）で合計四五〇〇人のクライス軍が編成される。そしてその中から歩兵中隊と騎兵中隊それぞれ二隊ずつが選ばれ、これら計四隊が連隊本部を形成する。しかしながら、誰が将校に任命されるかなど具体的な名前は挙げられていない。

以上がニーダーザクセン・クライス軍の基本的体制である。これは未だ机上の空論の域を脱しないものであった。しかし少なくとも理論的には、対外戦争のためにクライス軍という形式で動員されることが等族によって受け入れられたことを示す成果であったといえよう。ただし、最終決定の中で義務付けられた報告書の送付が各等族によって貫徹されなかったため、今回のクライス最終決定がどれほどの拘束力

をもち得たのかは不明確である。

次に、五四年一〇〜一二月のクライス会議は、同年に交付された「最後の帝国最終決定」の規定に基づいて、各クライスの内部組織を再編するために召集されたものである。

さて、本会議においては五二年のクライス最終決定に関して再び審議されている。それによれば、前回定められた援助額を一〜二単位にまで引き下げ、同時に、援助の要求も実際の危機が生じたあとでなされるべきことが述べられている⁵。とくに当初から三単位の援助を主張してきたブラウンシュヴァイクも、二単位という援助額の上限設定に譲歩せざるを得なかった。なぜなら、三単位に固執することによってクライス軍制の成立そのものが危うくなる恐れがあり、それだけは彼らにとって避けられねばならなかった。また審議においては、有力等族と中小等族間で対立がみられた。中小等族は、「クライス内に」差し迫った危機が現実として生じてから軍隊が編成されるべきで、いわば「仮想の敵」に対するクライス軍は認められない旨を述べている。いずれにせよここで強調すべきことは、「常設のクライス軍 *perpetuus circuli*」がすでに理念的にはっきりと想定されていたということである⁶。

最後に本クライス会議で交付された最終決定についてみてみよう。クライス軍制に関する取り決めは以下の四点である。第一に、どの等族も自身の割当分を用意し高級官職者の要請に基づいて出兵させるよう義務付けられること、第二に、三ヶ月以内にクライス長官に対して軍と将校の準備が整った旨を報告すること、第三に、軍制の詳細はク

ライス最終決定に付録として添付され、最終決定と同様に従うべきこと、そして第四に、帝国執行令と「最後の帝国最終決定」により、等族はその領邦等族、市民、臣民に対して租税を課することができるという点である。この決定によって、クライス等族は自身の武装能力の有無に関わらず、クライス軍にまとまる形で自身の能力を超える軍を手に入れるという可能性を得たのであり、実際の有効性は別として、クライス等族にとって少なからぬ意義を有したということができよう。

以上のように、この五四年のクライス最終決定は、理論上では「常設のクライス軍」に根拠を与え、紙上においては、クライスは今や「武装されたクライス」となったのである。⁽⁸⁾ さらにここで付け加えるべきは、何をもって戦争の騷擾とするかに関してはブラウンシュヴァイクがスウェーデンとなんらかの話し合いをもつ、ということである。⁽⁹⁾ このことから、一六五四年の軍制を志向したのは有力等族の側であり、クライス軍を積極的に自身の政策に用いようとしたことが分かる。そこで次に、このクライス軍が実際にどの程度、またどのようにして運用されたのかを明らかにしなければならない。

(二) 第一次北方戦争（一六五五―一六六〇年）

次に、以上のような体制の下で、実際の戦争に対しニーダーザクセン・クライスがどのように対応したか、二つの戦争を例にみていこう。はじめに、第一次北方戦争は、一般的にはバルト海沿岸地方の覇権、特にプロイセンの宗主権をめぐる、スウェーデンとポーランド間で生じた戦争を発端とする国際戦争である。⁽¹⁰⁾ それはとくにブランデンブ

ルクとスウェーデンを中心に繰り広げられた。そしてニーダーザクセン・クライスが直接この戦争に関わるのが、一六五六―一六五七年のスウェーデン・デンマーク戦争である。五七年五月にデンマークがこの戦争に介入した際、まさにクライスがヴェストファーレン条約後最初の戦争の舞台となった。

まずデンマーク軍がブレーメン、ヴェルデン両大公領に進軍する。ここでデンマーク軍はスウェーデンの前に退却を余儀なくされたが、ブレーマーフェルデの要塞だけはデンマーク側の手にあり、このような状況でスウェーデンはクライスに対し協力要請をしている。⁽¹¹⁾ この要請に対しブラウンシュヴァイクは、自身の所領の地理的状況を考えると、クライス内で戦闘が生じた場合、自身の所領に大きな損害となる恐れがあり、これを避けるためにその後クライスによるブレーマーフェルデへの進軍は先送りになっている。⁽¹²⁾ ここにおいて、クライス内の平和の実現が、クライス軍の潜在的要請によって逆に脅かされているという矛盾が生じている。クライスにとってこのような「超国家的」戦争への介入は過大な要求なのであった。⁽¹³⁾

五七年一〇月のクライス軍事会議では最終的に、可能な限り戦争に介入しないということで合意された。⁽¹⁴⁾ ただし、このときにはデンマーク王に対して使節が派遣され、デンマーク王が同地の解放と平和交渉のために態度決定するように要請している。⁽¹⁵⁾ さらにスウェーデン軍のホルシュタイン進撃の知らせが届き、戦闘が開始されると、もはやこのような状況においては両国の軍事力と比べて脆弱なクライス軍を投入することはできず、軍の解散が決定された。⁽¹⁶⁾ さらに等族の使節はス

ウェーデンに対してもデンマークとの平和交渉を要請している。一方デンマーク側は同地の解放に関わる明確な態度を示さないまま交渉の申請に対する返答を行ったのみで、この時点での解放を事実上拒否している。

結局、この戦争においてクライス軍が投入されることはなく、この戦争に終わりをもたらしたのはクライス軍ではなくブランデンブルク、オーストリア、ポーランド連合軍であった。今回の戦争は、クライス軍制の二律背反的機能を示しているといえよう。¹⁷⁾ すなわち有力等族によるクライス援助の要求は、本来平和を維持すべきであるはずのクライスが、国際的戦争へ巻き込まれるという危険が増大することを意味した。他方でクライスは、中立政策を堅持することで等族の安全を保護し、また有力等族に対しても、軍事面で財政的支援の可能性を与えたのだった。ここで、この戦争を通じて獲得されたこうしたクライスの新たな機能性の中で、クライスの中立政策が継続されたことは強調すべきである。

(三) 対トルコ戦争 (一六六二～一六六四年)

次に、一六六二～一六六四年の対トルコ戦争における帝国軍の編成・派遣方式をめぐる議論から、さらには一六五八年に成立した第一次ライオン同盟との関係も視野に入れつつ、¹⁸⁾ ニーダーザクセン・クライスの審議・決定のプロセスを確認しよう。

今回の対トルコ問題は、まず六三年の帝国議会において審議されている。審議においては帝国軍の編成・派遣方式をめぐって、ライン同

盟参加諸侯と非参加諸侯との間で対立が見られたが、¹⁹⁾ 対トルコの軍事援助は次第に帝国クライスを単位とする帝国軍の編成方式で明確化していった。しかしながら同盟参加諸侯はクライスによる編成方式を拒否し、それゆえ対トルコ援助はライン同盟の派遣軍とクライス単位で編成される帝国軍という、二つの方式に分裂したまま行われることになった。この帝国議会では、クライスごとの割当分の編成・派遣に支障をきたすことのないようクライス会議の開催が要求されており、それに対応してニーダーザクセン・クライスにおいても審議がなされている。

ニーダーザクセン・クライスにおいては、帝国議会と平行して開催された六三年一二月のクライス会議において対トルコ援助問題が審議されている。審議に際しては大きく二つの争点があった。第一に、ニーダーザクセン・クライスの割当額について、六単位の援助と、さらに一単位分がその付帯費用として承認されている。²⁰⁾ 第二に、スウェーデン、ブラウンシュヴァイク、ヒルデスハイムがすでにライン同盟として軍を派遣しており、そのためさらに援助を提供する用意がなかった点である。この問題の解決は、帝国議会とクライス軍事会議へと先送りされ、クライス軍制の未決事項や帝国軍への派遣方式とともに審議されることになった。²¹⁾

六四年三月のクライス軍事会議においても、同盟参加諸侯と非参加諸侯間の意見の相違は解決されず、この問題は帝国議会に委ねられた。²²⁾ 今回のクライス軍事会議では少なくとも将校、軍の査閲や移動といった細部に関して取り決めがなされている。ただし、追送されるべき割

当軍に関しては、俸給や糧食が規定どおり支給されないなど多くの欠陥があった。⁽²³⁾これはニーダーザクセンに限らず、たいていのクライスにおいてみられた現象であったが、さらにライン同盟の関係から帝国軍は当初よりも少ない規模で編成されることになった。このような多くの欠陥にもかかわらず、帝国軍は六四年八月一日に勝利を収めている。

このように、クライス内においても、ライン同盟に参加した諸侯と非参加等族との間には、兵の派遣方式をめぐる相違があった。これはそのまま当時の帝国レベルでの政治体制のあり方に関わる問題を明確に示しているといえる。⁽²⁴⁾今回の対トルコ援助に際しては、クライス単位の帝国軍とライン同盟の派遣軍という二つの形態に分裂したまま行われることになったために、クライスは事実上分裂させられたのである。

以上において、ヴェストファーレン条約後における二つの対外戦争の危機の中で、ニーダーザクセン・クライスがいかに機能したのか確認してきた。両者の間には、ある明確な差異が認められる。すなわち、第一次北方戦争のように、クライス内が戦場となり得る場合、クライスはできる限り中立政策を採ろうとするのに対し、対トルコ戦争のように同じ対外戦争であってもクライスが戦場とならず、そのうえ事前に帝国議会の決定によって軍の派遣が要請された場合には、クライスは実際に兵を派遣し得るということである。前者の場合、クライスに所属する有力等族が、戦争への巻き添えを恐れ、クライスの決定を先送りする政策を選んだため、さらにクライス等族が、ヴェストファー

レン条約でも確認された帝国執行令に基づくクライス本来の任務——クライス内の平和維持——を維持しようとしたためだと思われる。クライス常備軍が有力等族によって戦争の道具とされ、クライスに戦争の脅威をもたらし得る限り、「仮想の」軍隊という域を出ることは決してなかったのである。さらにクライス等族は依然として帝国の決定を尊重していた。このことは対トルコ戦争において、クライスを単位とする帝国軍に兵を派遣していることから明らかである。しかしながらその際、同時に同盟軍に対してブラウンシュヴァイクは派兵しており、当時の帝国の政治体制がそのままニーダーザクセン・クライスにおいても確認される。このようなクライスの分裂は、一六八二年を最後に機能を停止するクライス会議に大きな影響を及ぼすことになる。

註

(1) この他にも、帝国執行令の確認(第八条第四項)、クライスは帝国の平和維持のために使用されること(第一六条第二項、第一七条第八項)、クライスに軍税調達の任務が与えられること(第一六条第八項以下数項)などが取り決められている。これらの条項からも、ヴェストファーレン条約は以前の伝統的な体制の維持を目的としていたことが読み取れる。本条約の理解と関連した一六四八年以降の帝国国制をめぐる研究として、例えばA. Schindling, Die Anfänge des immerwährenden Reichstags zu Regensburg. Ständevertretung und Staatskunst nach dem Westfälischen Frieden, Mainz 1991; K. O. v. Armin, Das Reich—Friedensgarantie und europäisches Gleichgewicht 1648-1806, Stuttgart 1986が重要である。また両者の議論は、渋谷前掲書、特に第六章「および求馬久美子」[K. O. v. Armin, Das Reich. Friedensgarantie und europäisches Gleichgewicht 1648-1806, Stuttgart

1986, 465J.『北大史学』三四、一九九四年、四四～五二頁) において紹介されている。

- (2) Gittel, a. a. O., S.174.
- (3) 事実上はクライス長官を指すと思われるが、ギッテルによればHohen Kreis-Ämterと表記されており、具体的にはよく分からない。Ebd.
- (4) Ebd., S.175.
- (5) Ebd., S.177.
- (6) Ebd., S.178.
- (7) この点は、「最後の帝国最終決定」第一八〇条に規定されている。この条文は、諸侯による援助要求に対し、領邦等族と領民はしたがわねばならないことを規定するものである。この条文の解釈をめぐっては、領邦の絶対主義化を推し進めようとする有力諸侯たちが自身の統治の正当化を得るための絶好の好機と捉え、以後の帝国国制に大きな影響を与えた事件のひとつとされている。この詳細については、渋谷、前掲書、一四〇～一四三頁を参照。
- (8) Gittel, a. a. O., S.179.
- (9) Ebd.
- (10) 当時の帝国をめぐる情勢に関しては、おもにV. Press, *Kriege und Krisen—Deutschland 1600-1715*, München 1991, S.396ffを参照。
- (11) Gittel, a. a. O., S.184.
- (12) Ebd., S.185.
- (13) Ebd.
- (14) Ebd.
- (15) Ebd., S.186.
- (16) Ebd., S.187.
- (17) Ebd., S.188.
- (18) 第一次ライン同盟は一六五八年八月にマインツ選帝侯ヨハン・フィリップ・フォン・シェーンボルンを盟主として、ドイツの有力諸侯にスウェーデン、フランスを加えて結ばれた同盟である。マインツ

の意図によれば、この同盟は帝国の平和維持のための中立的諸侯同盟のほずであったが、実際にはライン川地域からオーストリアを排除する結果になった。しかしながらこの同盟が皇帝に対し直接的に敵対することはなかったし、対トルコ戦争の際には同盟軍として兵を派遣している。第一次ライン同盟に関しては、Press, a. a. O., S.405ff. このライン同盟とクライスとの相互関係については渋谷、前掲書、第七章を参照。

- (19) 当時の対トルコ戦争をめぐる議論に関しては、本稿においては省略する。その詳細については、Schindling, a. a. O., Aetin, a. a. O., 渋谷、前掲書、第七章を参照。
- (20) Gittel, a. a. O., S.190.
- (21) Ebd.
- (22) Ebd., S.191.
- (23) Ebd., S.192.
- (24) アレティンの解釈によれば、帝国の政治体制に関して、ヴェストファーレン条約においては解決し得なかった二つの方向性の併存があるという。すなわち一方では「同等の権利を有する諸領邦の連邦」であり、他方では「階層性(皇帝を頂点とするレーエン体制)」に依拠する諸勢力の強化である。前者は武装能力を有する有力等族によって、後者は武装能力をもたない中小等族によって、それぞれ志向された。Aetin, a. a. O., S.32ff.

四 一六八一／八二年「帝国軍制」

ニーダーザクセン・クライスの位置する帝国北西部は、依然として戦争の脅威にさらされ続け、とりわけフランスの侵入に対処せねばな

らなかった。^①しかし当時の帝国には、国防衛のための体系的な軍事体制は存在していなかった。とくにドイツ西南部は中小等族の集中する地帯であり、それゆえ何らかの枠組みによる防衛体制が必要とされ、帝国レベルでの有効な防衛体制の創設は長年の懸案事項であった。これに対して一定の結論を与えたのが一六八一／八二年の「帝国軍制」である。^②この「帝国軍制」に関して、ニーダーザクセン・クライスにおいては八二年のクライス会議で審議されている。本節では、クライスの「帝国軍制」に対する態度とクライスレベルでの議論を確認する。

(一)「帝国軍制」をめぐる議論

「帝国軍制」によれば、ニーダーザクセン・クライスの割当分は騎兵一三三二、歩兵二七〇七の合計四〇二九人であり、これは全帝国軍の一〇分の一に相当する。このクライスごとの割当はさらに各等族に下位分配され、またその際クライス等族には自ら割当分を提供するか、あるいは武装等族の常備軍の一部を金と引き換えに借用するか（武装等族による「代行」）は自由であった。

クライス会議においては、クライスの割当分がクライス等族の多数によって可決された。しかしデンマーク王とブランデンブルクは、クライスに基づく帝国軍の編成方式に対して異議を唱えている。^③ブランデンブルクのように、いくつものクライスに所領をもつ大等族は、各クライスでその割当を提供せねばならなかったが、これは到底受け入れることはできなかった。というのは、自身の軍を分散させることは、軍のまとまりを維持できずにその弱体化を招きかねないからである。

ブランデンブルクのこのような態度は、ほとんどのクライス等族の反発を招いたが、しかしブランデンブルクにとって、自らの軍事力の分散と、それに伴う軍の最高指揮権の分離は受け入れがたいことであった。^④なぜならクライス軍を指揮すべき高級官職の多くは、北ドイツにおけるライバルであるブラウンシュヴァイクの手にあり、クライス軍に組み込まれることは、ブラウンシュヴァイクの指揮下に置かれることを意味したからである。

さて、八二年のクライス会議において取り決められた事柄については以下のとおりである。①帝国軍に対する割当分は四週間以内に、クライス軍に対する割当分は一〇週間以内にそれぞれ徴募されることとされ、両方の軍事体制のために毎年四単位、さらに軍隊投入の場合には一六単位が必要とされる。②クライス軍に関しては三年間あるいは状況に応じてそれ以上の期間徴募される。③騎兵中隊、歩兵中隊のうちそれぞれ三中隊ずつが連隊本部を形成する。④クライス軍の司令官として元帥が任命されるが、他の将官については具体的な投入に際して任命される。さらに、連隊本部の俸給や、軽砲・弾薬類の装備といった事柄に関しても取り決めがなされた。このような決定は以前の軍制と基本的な構造においてほぼ同様であり、一七世紀初めから同じ原理に基づいた方式がとられている。^⑤

以上のように、ニーダーザクセン・クライスにおいては独自のクライス軍構想がすでにあったために、帝国軍へのクライス軍の派遣という任務においてほとんど対応に苦慮せずに済んだ。これは他のクライスにおいても同様で、形成されつつあったクライス常備軍が、帝国軍

編成の良き前例となったといえよう。ブラウンデンブルクやデンマークの反対は見られたものの、おおむねこの「帝国軍制」はニーダーザクセンにおいて好意的に受け止められたと見ることが出来るだろう。その背景にはやはり帝国の決定を尊重しようとするクライス等族側の意図があったのではないか。

（二）「代行」の問題

この「帝国軍制」においてクライス等族に下位分配された自らの割当分の「代行」を、とくにブラウンシュヴァイクが大いに利用することになる。

ブラウンシュヴァイクは、割当の提供に関して複数の等族と条約を結んでいる。それによれば、一定の金額の支払いと引き換えに、彼らの帝国およびクライス軍への割当の提供を引き受けることになっている⁽⁷⁾。この条約はさらに秘密の追加条項を含んでおり、それによれば実際の金額の支払いは主要条項よりも「はるかに少ない額で」合意されていた。ブラウンシュヴァイク側の意図は、彼らの負担によって事実上自身の常備軍を維持するというにあり、そのように維持された軍を帝国軍およびクライス軍のために派遣することが可能であり、軍のまとまりも維持することができた。しかしここで問題となるのは、なぜ主要条項よりも「はるかに少ない額で」支払われたのかという点である。そこにはブラウンデンブルクとの競合関係があったと思われる⁽⁸⁾。ブラウンデンブルクもまたこの方法を勢力拡大に利用していた。そのため、金額を引き下げることで互いの競争を制しようとしたのである。

したがってこれらの取り決めは、両者の対立を深める可能性があった点にも注意する必要があるだろう。いずれにせよこうした支払い額の引き下げなしには援助の取り決めもまたなされなかったと思われる。ブラウンシュヴァイクはこの援助条約によって、条約相手の等族たちに対する軍事的優位という目的を達した。これによって、ブラウンシュヴァイクが長年固執し続けたクライス常備軍承認のためのクライス会議開催という関心も、もはや消え失せてしまった。その後の帝国軍の分配は、クライス公示事項担当諸侯としてブラウンシュヴァイク自ら直接引き受け、それゆえクライス会議を開催することなく、クライスを自身の軍事力維持に利用できたのである。

この「帝国軍制」が上首尾にニーダーザクセン・クライスに対して受け入れられたにもかかわらず、ブラウンシュヴァイクによる「代行」によってクライス会議はもはや必要とはされず、クライス会議の停止に陥った。それはつまり、とりわけブラウンシュヴァイクにとってニーダーザクセン・クライスがある意味でヘゲモニー確立のために不可欠な道具として意味をもっていたということになるろう。

註

(1) 例えば一六七二年の「オランダ戦争」に際して、軍事的衝突が隣接するニーダーライン・ヴェストファーレン・クライスに迫ったことから、ニーダーザクセン・クライスはオーパーザクセン・クライスとの「クライス連合」を模索し、これには後にフランケン・クライスも参加している。ただし、この三クライスによる「クライス連合」の構想は実現せず終わったが、この連合の試みは、実際の有

効性は別として、後の時代に形成される諸々の「クライス連合」の一つといえるだろう。この「オランダ戦争」におけるクライス連合に関しては、T. Nicklas, *Reichskreise und europäischer Konflikt. Die sächsisch-fränkische Kreisssoziation von 1673*, in: W. Wüst (Hg.), a. a. O., S.351-366; B. Wunder, *Die Kreisssoziation 1672-1748*, in: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberheims*, 128. Bd. (Der neuen Folge 89. Bd.), Stuttgart 1980, S.191-198を参照。

(2)「帝国軍制」は八一〜八二年に帝国議会においてなされた帝国の軍事体制の整備に関する一連の諸決定の総称である。それによれば四〇〇〇〇人(必要な場合にはさらに二〇〇〇〇人が追加される)が徴募され、各クライスに分配された。さらに各クライスではこれを所属等族へと下位分配し、各自が分担を引き受けねばならなかった。この「帝国軍制」によって、当時の懸案であった帝国軍の編成・派遣方式をめぐる争いに一定の結論がもたらされたといえるだろう。

この「帝国軍制」について、求馬久美子「一六八一／八二年『帝国軍制』について——一七世紀後半のドイツにおける帝国防衛体制」、『西洋史論集』一、北海道大学文学部西洋史研究室、一九九八年、三四〜五九頁。

(3) 求馬、「帝国軍制」五五〜五六頁。

(4) Gittel, a. a. O., S.218.

(5) Ebd., S.219.

(6) Ebd., S.220.

(7) これらは個別的に取り決められた条約である。メクレンブルク・シュヴェーリンと八二年六月九日、メクレンブルク・ギュストロウと八月三〇日、ホルシュタイン・ゴットルフと二月二七日、ザクセン・ラウエンブルクと八月一四日、リューベック司教と八月二日、帝国都市リューベックと五月一三日、ゴスラーと五月六日、ハンブルクと三月三十一日にそれぞれ結んでいる。Ebd., S.221.

(8) Ebd., S.222.

(9) ブランデンブルクは、自身の所領があるニーダーライン・ヴェストファーレン・クライスやオーバーザクセン・クライスにおいても同様の政策を展開している。H・シリングによれば、この「代行」を利用して帝国とヨーロッパにおいて台頭してきたのがブランデンブルクであったと云う。H. Schilling, *Höfe und Allianzen. Deutschland 1648-1763*, Berlin 1989, S.122.

おわりに

本稿において我々は、ギッテルに依拠しながら、ニーダーザクセン・クライスの内部体制の具体的な整理をしてきた。本稿において対象とした一五五五年から一六八二年までの期間において、ニーダーザクセン・クライスが、国内・国外を問わず多くの戦争を通じて、地域のラントフリーデ維持の機関として重要さを増すとともに、クライス等族の安全の拠り所となったことを高く評価できるだろう。また他方では、一七世紀以来クライスが対外防衛へと権限を拡大していくにつれて、クライス内部においてとくに有力等族の利害衝突が表面化し、ブラウンシュヴァイク、ブランデンブルクやスウェーデンにとって、クライスという枠組は、彼らの領邦国家化政策を補完する手段として重要な意味をもっていたと言えるだろう。本稿の対象は、クライス会議の停止までに限定されていたが、ギッテルは、一八世紀においても公示事項担当諸侯を中心として、クライスはポリツァイやその他の領域において活動を続けていたという¹⁾。したがってクライス会議の停止とクラ

イスが不必要となったことを結びつけるのはあまりに短絡的であり、北部ドイツのクライスを分析する場合には、クライス会議が停止した後の時代まで視野に入れることが重要となろう。さらに、ある特定の問題に際して、そこにある有力等族間の利害関係を検討することにより、それがクライスの政策とどのように連動していったのか明らかにすることで、まさに領邦史的アプローチからの分析も可能となるかもしれない。このようにさまざまな側面からトータルにクライスを捉え直してはじめて、クライス制度の意義を再検討すべきであろう。本稿はそのための基礎的作業に過ぎないのである。

註

- (1) Gittel, a. a. O., S.46.
- (2) フランデンブルクの領邦政策とクライスとの関係を論じたものとして、A. Hanschmidt, Kurbrandenburg als Kreisstand im Niederheinisch-Westfälischen Kreis vom Westfälischen Frieden bis zum Spanischen Erbfolgekrieg, in: O. Hauser (Hg.), Preußen, Europa und das Reich, Köln 1987, S.47-64.